

ASSESSMENT

30 May 2025



コンタクト

Manon Inomata

Associate Lead Analyst - Sustainable Finance
ムーディーズ・ジャパン株式会社
manon.inomata@moody's.com

MJ Park

Associate Lead Analyst-Sustainable Finance
mj.park@moody's.com

Natasha Talisca

Adrianto
Sr Sustainable Fin Associate
natashatalisca.adrianto@moody's.com

Jeffrey Lee

SVP-Sustainable Finance
sukjoonjeffrey.lee@moody's.com

三井不動産株式会社

セカンド・パーティー・オピニオン：グリーンファイナンスフレームワークにSQS2を付与

概要

ムーディーズは、三井不動産の2024年5月付のグリーンファイナンスフレームワークに対してSQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコア（非常に高い）を付与した。三井不動産は1つの適格グリーンプロジェクトカテゴリーの資金調達を目的とした資金使途限定型のフレームワークを設定している。本フレームワークは国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則2021（2022年6月付録I改訂）とLMA/APLMA/LSTAのグリーンローン原則2025の4つの核となる要素に適合しており、サステナビリティへの貢献度が高い（High）ことを示している。また、本フレームワークは、環境省のグリーンボンドガイドライン2024年版及びグリーンローンガイドライン2024年版に適合している。

サステナビリティ・クオリティ・スコア

原則との適合
資金使途

総合的な適合度



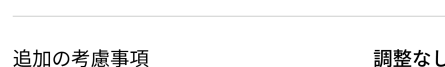
要因

適合度



サステナビリティへの貢献度

最終的なサステナビリティへの貢献度

予備的なサステナビリティへの貢献度
関連性と重要度

追加の考慮事項

調整なし

ある時点の評価

本稿は2025年5月30日発行の英文版[Mitsui Fudosan Co., Ltd.:Second Party Opinion – Sustainable Financing Framework Assigned SQS2 Sustainability Quality Score](#)の翻訳です。

対象

ムーディーズは、三井不動産株式会社（以下「三井不動産」）のグリーンファイナンスフレームワークのフレームワークが国際資本市場協会のグリーンボンド原則（GBP）2021（2022年6月付録改訂）、ローン・マーケット・アソシエーション、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LMA/APLMA/LSTA）のグリーンローン原則（GLP）2025と適合しているかどうかを含め、その持続可能性についての意見を表すセカンド・パーティー・オピニオン（SPO）を作成した。三井不動産はこのフレームワークに則り、1つの適格グリーンカテゴリーのプロジェクト（グリーンビル）の資金調達を目的とした、資金用途特定型のグリーンファイナンスを予定しており、その概要を本稿の付録2に記載した。三井不動産は2024年度にグリーンボンドとグリーンローンを発行し、調達資金を適格グリーンカテゴリーに充当している。詳細は本稿の付録4に記載した。また、環境省のグリーンボンドガイドライン2024年版及びグリーンローンガイドライン2024年版に対するフレームワークの適合性に関するムーディーズの補足的意見も記載している。ムーディーズは、ガイドラインの基本的な考え方の4つの要素すべてについて分析した。この評価は、発行体が提供した情報のみに基づいて行うものである。ムーディーズが補足的に示す意見は、検証、認証、または監査にあたるものではなく、「原則との適合」のスコアとは異なるもので、付与するサステナビリティ・クオリティ・スコアへの影響はない。

ムーディーズによる評価は、2024年5月2日に受領した最新のフレームワークおよび2024年に発行されたグリーンボンドおよびグリーンローンの調達資金の充当先に関する情報に基づいており、ムーディーズの意見はこの最新のフレームワークに関する現時点¹の詳細な評価、また公開情報および三井不動産が提供した非公開情報を反映している。

本SPOは、2025年3月発行の「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン評価手法](#)」に基づき作成された。

最近の動向

三井不動産は2024年5月付のグリーン・ファイナンス・フレームワークを元に、同月にグリーンボンドを発行した。調達された300億円の資金は、同社のフレームワークで設定された適格グリーンカテゴリーである「グリーンビルディング」に関連したプロジェクトに全額充当された。また、同社は2024年7月、8月、9月および2025年3月に複数のグリーンローンを発行しており、それらの資金も同様に「グリーンビルディング」に関連したプロジェクトに全額充当された（付録4参照）。

同社は、グリーンボンドおよびグリーンローンの資金充当状況を2025年5月に自社ウェブサイトで開示している。このアロケーションレポートには、グリーンプロジェクトの説明、充当金額、充当日、未充当金額および該当する場合の今後の充当予定日など、フレームワーク内で確約されている全ての項目を網羅している。また、重要な進展として、2023年6月に発行された1,300億円のグリーンボンドの資金の一部が「msb田町駅タワー」および「日本橋一丁目三井ビルディング」に再充当されたことをレポートしている。本セカンド・パーティー・オピニオン（SPO）は、グリーンボンドおよびローンの資金充当状況および関連するコミットメントのレビューのみに関するものである。プロジェクトの環境便益については、外部監査人による検証が行われ、フレームワークのコミットメントに沿って同社のウェブサイトで開示される予定である。

同社はフレームワークで確約したすべての内容を順守しており、プロジェクトの詳細はムーディーズの当初の分析の想定と一致している。したがって、今回のSPO更新の際にスコアの調整は行われていない。

発行体の概要

三井不動産株式会社（本社：東京）は、日本最大の総合不動産デベロッパーである。同社の2024年度の総資産額は約9.9兆円、営業収益は約2.6兆円であった。同社は不動産事業全体で多様な事業を展開しており、収益の約33%が賃貸、29%が分譲、19%がマネジメント、9%が施設営業、11%がその他のセグメントによるものである²。また、同社は日本およびアジア太平洋、北米、ヨーロッパを含む海外で事業を展開している。

三井不動産は、カーボン・トランジションに伴う環境リスクにさらされている。テナントのニーズや規制の進展により、三井不動産を含む不動産会社は、排出量の削減やエネルギー効率の向上を目的とした資産や取り組みに、今後も継続的な投資が求められる。三井不動産が特定した主要なサステナビリティ課題には、新築・既存物件における環境性能向上、建築時のCO2排出量削減、水使用や廃棄物などの環境汚染が含まれる。三井不動産は主要な課題への取り組みと2050年までのネットゼロ達成に向けた包括的なサステナビリティ戦略を策定した。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moody's.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

強み

- » 適格カテゴリーは温室効果ガス排出量の大幅な削減に貢献する可能性のある活動を対象としている
- » 適格カテゴリーの環境便益は明確でありかつ関連性がある

課題

- » 発行体は、建物の改修に関連するプロジェクトにおいて、水効率の改善に関して明確な閾値を定めてはいないものの、改修基準に近い将来の資金調達に使用される可能性は低いと伝えられている。

原則との適合

三井不動産のグリーンファイナンスフレームワークは、ICMAのグリーンボンド原則2021（2022年6月付録I改訂）とLMA/APLMA/LSTAのグリーンローン原則2025の4つの核となる要素に適合している。また、本フレームワークは、環境省のグリーンボンドガイドライン2024年版及びグリーンローンガイドライン2024年版に適合している。原則との適合性スコアカードの概要については付録1を参照されたい。

- | | |
|--|--|
| ☒ Green Bond Principles (GBP) | ☒ Green Loan Principles (GLP) |
| ☐ Social Bond Principles (SBP) | ☐ Social Loan Principles (SLP) |
| ☐ Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP) | ☐ Sustainability Linked Loan Principles (SLLP) |

資金使途



適格カテゴリーの明確性 – 適合 (ALIGNED)

三井不動産は適格カテゴリーに関し、支出、プロジェクト実施地域と適格基準を明確に定義および説明している。適格クライテリアは大半のサブカテゴリーにて明確に定義されているが、建物の改修においては水効率や廃棄物転換率に関する閾値は設定されていない。調達資金は世界各地のグリーンビルファイナンスに使用される。

環境/社会目標の明確性 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

三井不動産は、エネルギー効率の改善と気候変動対策を適格カテゴリーに関連する環境目標としてを明確に示している。これらの目標は国際基準と一貫性が保たれており、三井不動産は国連の持続可能な開発目標を参照して適格カテゴリーの目標を作成した。

期待される便益の明確性 – 適合 (ALIGNED)

三井不動産は適格カテゴリーに関連する便益を設定している。便益は測定可能であり、アロケーションおよびインパクトレポートの中で定量化される。同社は資金調達前に予想されるリファイナンスの詳細を開示する予定だが、ルックバック期間はフレームワーク内で定められていない。

プロジェクトの評価と選定のプロセス



適格プロジェクトを選定するプロセスの透明性と質 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

三井不動産は、プロジェクトの適格性を決定する明確なプロセスを設定している。ESGに関する活動の推進を総括する部門および経理部は適格基準に照らして適格プロジェクトを審査し、少なくとも年に一度以上、ESG推進委員会（代表取締役社長執行委員を委員長とし、同社の各事業エリアを所管する担当執行役員および本部長から構成される）によって評価される。最終的なプロジェクトの選定は経理部関係業務を担当する担当執行役員が行う。さらに、同社は、債券またはローンの存続期間を通してプロジェクトが適格基準および除外基準に継続的に準拠しているかどうかのモニタリングを行う。プロジェクトが適格基準を満たさなくなった場合、同社は他の適格プロジェクトへ資金の充当を行う。対象となるすべてのプロジェクトは、少なくとも年に1回、環境および社会リスクの観点からスクリーニングが実施される。

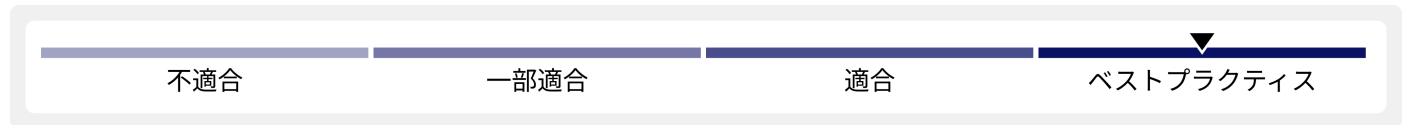
調達資金の管理



調達資金の充当と追跡 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

三井不動産は調達資金の管理と充当のプロセスを明確に定義している。調達された資金は一般口座に入金され、追跡される。さらに、調達資金の総額がプロジェクトに充当される金額の総額を上回らないことを年次で確認し、内部システムを通じて追跡される。三井不動産は、調達資金を24か月以内にプロジェクトに充当する。未充当資金は現金および現金同等物として銀行口座で運用される。仮に事業が中止又は延期となった場合には、調達資金はフレームワークに則り、他の適格プロジェクトに充当される。

レポーティング

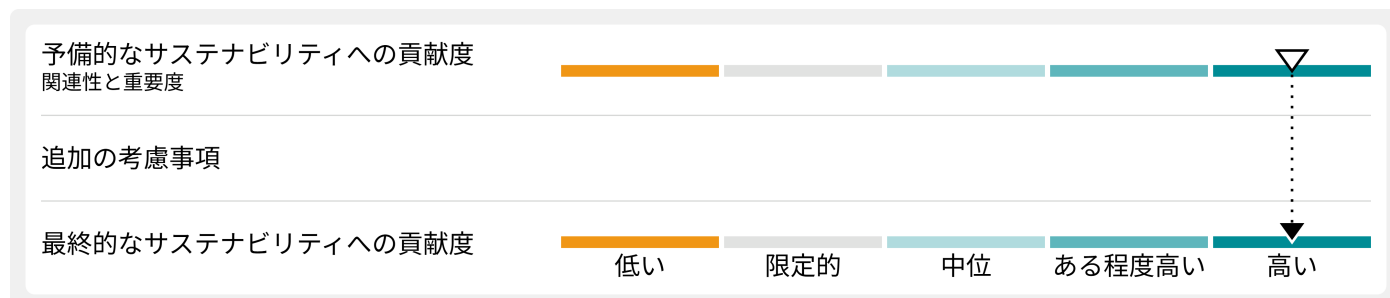


レポーティングの透明性 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

三井不動産は、調達資金の充当と期待される環境便益を、債券・ローンが満期を迎えるまで年次でレポーティングを行い、また重要な進展があった場合にも報告する。レポートは同社のウェブサイトで公表される。レポーティングは、プロジェクトの説明、調達資金の管理の詳細、明確で関連性のある環境報告指標など、網羅的に行われる予定である。また、レポーティングに用いられる算定方法と前提は同社のホームページで公開されている。同社はリファイナンス比率をレポートに含めることを確約していないが、調達資金がリファイナンスのために充当されるものであるか否かの情報は債券・ローンの法定書類・契約書類等を通じて投資家に伝えられる。資金充当に関しては独立した第三者によるレビューを取得する。インパクトレポーティングに関しては独立した第三者が監査を行う。

サステナビリティへの貢献度

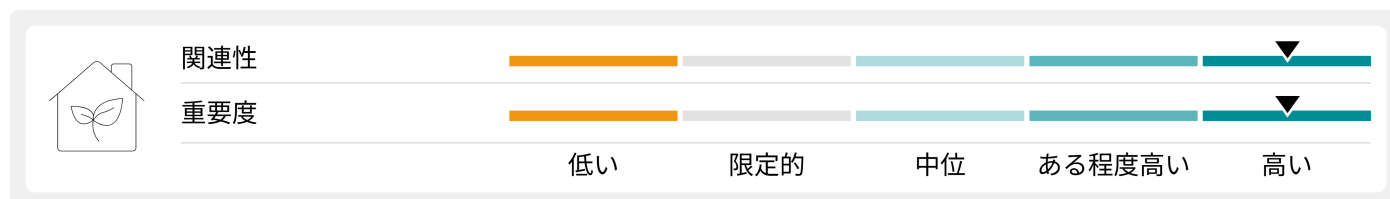
本フレームワークは、サステナビリティに高い(High)貢献をすることが期待される。これは、適格プロジェクトのカテゴリーの関連性と重要度に基づき、サステナビリティへの貢献度が高いと評価される予備的なスコアを主に反映しており、追加の考慮事項を理由とした調整を予備的なスコアに加えていない。



予備的なサステナビリティへの貢献度

適格プロジェクトが環境目標にもたらすインパクトは高い (High) と予想される。また、ムーディーズは三井不動産よりフレームワーク内のサブカテゴリー (ii) CBI基準と (iii) 改修基準に近い将来の資金調達に使用される可能性は低いと伝えられている。ファイナンスの対象となる建物の大半は日本に所在している。適格カテゴリー別の評価の詳細は以下を参照されたい。

グリーンビルディング



建物の二酸化炭素排出量を削減することは、三井不動産と不動産業界の脱炭素化において重要課題であるため、高い関連性が認められる。不動産セクターはGHG排出量が最も多いセクターの1つであり、建物の建設と使用が世界のGHG排出量の約39%を占めていると言われている³。不動産セクターの温室効果ガス排出量の削減は、クリーンエネルギー戦略⁴と地球温暖化対策計画⁵で概説されているように、日本のサステナビリティ戦略の重要項目の一つとしても認識されている。

同カテゴリーは高い重要度が認められる。三井不動産は、すべての新築物件でZEB/ZEH Oriented水準以上の環境性能を実現することを宣言しており、これは日本の不動産セクターで利用可能な最良の技術と見なされている。また、これらの建物は建築物省エネ法⁶で定められた一次エネルギー消費量から40%以上の削減が求められ、日本の不動産セクターの脱炭素化に大きく貢献することが期待される。

また、三井不動産は可能な場合にはサステナブル・マテリアルを使用し新規開発の際にはライフサイクルアセスメントを実施するなど、建築時のCO2排出量の削減に向けた取組を通して環境への影響を最小限に抑えることへの強いコミットメントを示している。

さらに、同社のグリーンファイナンスフレームワーク内に含まれているグリーンビル認証制度は水や廃棄物のマネジメントなど、サステナビリティ関連の課題を幅広く網羅しており、建物に関連する重要なサステナビリティ課題に取り組む上で重要な役割を果たすことが期待される。

サステナビリティへの貢献度に関する追加の考慮事項

予備的なサステナビリティへの貢献度に、追加の考慮事項に基づく調整は加えてない。

三井不動産は、ESGの推進や脱炭素に向けた取り組みに関連する活動の推進のほか、事業に関連する気候変動リスクの特定やその影響を評価するESG推進委員会を設置している。また、同社はサプライチェーン全体の環境への影響を減らすために、新規開発においてはライフサイクルアセスメントを実施し、環境への配慮に関する調達基準を制定している。さらに、同社は建築に伴う環境インパクトを軽減するために、土壌汚染対策法などの関連法規を遵守する必要がある。

三井不動産のフレームワークで資金調達されるプロジェクトは、同社のサステナビリティ戦略に沿ったものである。また、エネルギー効率の高い建物の建設、取得、改修を通じた建物のエネルギー効率の改善は、2030年までにグループの温室効果ガス排出量を40%、2050年度までにネットゼロにするという企業のサステナビリティ戦略に貢献すると期待される。

付録1 - 三井不動産のグリーンファイナンスフレームワークの原則との適合性スコアカード

要因	サブ要因	構成要素	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア
資金使途	適格カテゴリーの明確性	支出の性質	A	適合	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	A		
		プロジェクトの所在地	A		
		BP: 全てのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	No		
	目標の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、目標とプロジェクトカテゴリーの関連性	A	ベストプラクティス	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、基準とプロジェクトカテゴリーの整合性	A		
		BP: 全てのカテゴリーに関する、目標の説明、関連性、整合性がある	Yes		
	期待される便益の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明と関連性	A	適合	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性	A		
		BP: 全てのカテゴリーに関する、期待される便益の説明がある	Yes		
		BP: 全てのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性がある	Yes		
		BP: 発行前および資金充当後のレポーティングにおけるリファイナンスに関する情報開示	Yes		
		BP: 発行前におけるリファイナンスのルックバック期間の開示に関する確約	No		
プロジェクトの評価と選定のプロセス		適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性	プロセスの明確性		A
		プロセスの開示	A		
		環境・社会リスク低減プロセスの透明性	A		
		BP: プロジェクトの継続的なコンプライアンスのモニタリング	Yes		
調達資金の管理	調達資金の充当と追跡	資金の追跡	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス
		資金配分に沿った定期的な資金の調整	A		
		未充当資金の一時的な使途に関する開示	A		
		BP: 資金管理プロセスに関する開示	Yes		
		BP: 資金充当期間が24カ月以内	Yes		
レポーティング	レポーティングの透明性	レポーティング頻度	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス
		レポーティング期間	A		
		レポーティングに関する開示	A		
		レポーティングの網羅性	A		
		BP: 少なくとも資金全額が充当されるまでの資金充当レポートおよび償還期限なしローン返済期限までのインパクト・レポート	Yes		
		BP: サステナビリティの便益に関する指標の明確性と関連性	Yes		
		BP: レポーティング手法と指標算出における想定の開示	Yes		
		BP: 独立監査人またはその他の第三者機関による、資金の追跡と充当に関する保証	Yes		
		BP: 環境・社会面の便益に対する独立的なインパクト評価	Yes		
原則との適合スコア:					適合

BP-ベストプラクティス、A-適合、PA-一部適合、NA-不適合

付録2 - 適格カテゴリーの国連の持続可能な開発目標へのマッピング

三井不動産のフレームワークは、以下の3つの国連の持続可能な開発指標（SDGs）に貢献する可能性が高い。

UN SDG 17のゴール		SDGターゲット
目標9: 産業と技術革新の基盤をつくろう	グリーンビルディング	9.4 インフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる取組をすべての国々が行う。
目標11: 住み続けられるまちづくりを	グリーンビルディング	11.6 大気の水質及び廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
目標13: 気候変動に具体的な対策を	グリーンビルディング	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

本SPOで示される、国連の持続可能な開発目標（SDGs）へのマッピングでは、三井不動産の資金調達のフレームワークにおける適格プロジェクトのカテゴリーや関連するサステナビリティ目標/便益、また ICMAのSDGマッピング・ガイダンスや国連のSDG目標値および指標など公的機関のリソースやガイドラインを考慮している。

付録3 - 三井不動産のフレームワークにおける適格カテゴリーの概要

適格カテゴリー	概要	サステナビリティ目標	インパクトレポート指標
グリーンビルディング	i) 以下に定める基準を満たすいずれかの設計段階認証、竣工後認証又は使用開始後認証を取得したか、グリーンボンドの償還日以前に取得する予定の建物（新築・中古・改築物件のいずれも含む） ・ LEED: 「Platinum」又は「Gold」 ・ BREEAM: 「Outstanding」又は「Excellent」 ・ CASBEE建築（新築、既存、改修）、CASBEE不動産: 「S」又「A」、 ・ DBJ グリーンビルディング認証: 「5」又は「4」 ・ BELS（2016年基準）: 「5」又は「4」 ・ BELS（2024年新基準）: 「6」又は「5」 ・ BCA グリーンマーク認証: 「Platinum」又は「Gold」 ・ HQE: 「Exceptional」又は「Excellent」 ・ DGNB: 「Platinum」又は「Gold」 ・ Green Star: 「6-star」又は「5-star」 ii) Climate Bond Initiativesによる「Location Specific Criteria for Commercial Buildings & Calculator」若しくは「Location Specific Criteria for Residential Buildings & Calculator」を用いた場合における、対象物件の位置する地域の中でエネルギー効率の高い建物のうち上位15%に相当する建物 iii) (a)エネルギー効率や排出効率、水効率の大幅な改善、又は(b)その他の環境面での改善を目的とした建物若しくは建物のサブシステムなどを含む物件の改修	気候変動対策 産業と技術革新の基盤 住み続けられるまちづくり	三井不動産は、以下の指標をそれぞれ報告する予定である： ・ CO2等のトンによる温室効果ガス排出量、 ・ 水使用量、 ・ エネルギー使用量等の数値情報、 ・ 適格グリーンプロジェクトの認証の種類およびレベル

付録4 - 2024年度にグリーンボンドおよびグリーンローンで調達された資金が充当されたプロジェクトの概要

適格カテゴリー	プロジェクト概要	充当金額	充当日	未充当資金
グリーンボンド	LaLa arena TOKYO-BAY	90億円	2024年5月31日	- 億円
グリーンビルディング	三井ショッピングパーク ららぽーと堺	210億円	2024年5月31日	- 億円
グリーンローン	三井ショッピングパーク ららぽーと堺	10億円	2025年3月13日	- 億円
	銀座三井ビルディング	80億円	2024年8月30日 2024年9月30日	- 億円
グリーンビルディング	室町古河三井ビルディング	75億円	2024年7月22日 2024年9月30日	- 億円
	三井住友銀行本店ビルディング	155億円	2024年9月30日	- 億円

付録5 - 環境省のグリーンボンドガイドライン2024年版及びグリーンローンガイドライン2024年版との適合性 適合 (ALIGNED)

「対象」のセクションで既述のとおり、ムーディーズは、環境省のグリーンボンドガイドライン2024年版及びグリーンローンガイドライン2024年版に対する本フレームワークの適合性に関する補足的な意見を提供する。ここでは、環境省のグリーンボンドガイドライン2024年版及びグリーンローンガイドライン2024年版のうち、ICMAのグリーンボンド原則2021（2022年6月付録I改訂）で含まれていない要件のみをカバーしている。両指針に共通する要件は、「原則との整合」のセクションで評価している。本付録で説明するように、ムーディーズは、本フレームワークが環境省のグリーンボンドガイドライン2024年版及びグリーンローンガイドライン2024年版に適合していると考える。

資金使途：適合 (ALIGNED)

ガイドラインは、発行体が、その資産の経過年数、残存耐用年数、リファイナンスされる額を明確に開示するべきとしている。発行体は、有価証券報告書やweb開示を通じて公表しており、投資家や金融機関が該当物件に関する情報を確認することが可能となっている。

レポーティング：適合 (ALIGNED)

ガイドラインは、未充当資金がある場合には、その金額または割合、充当予定時期および未充当期間の運用方法を開示するよう求めている。発行体はこれらをアロケーションを通して開示する予定である。

Endnotes

- 1 同評価が付与された日付あるいは更新の日付を指す。
- 2 [IRライブラリ](#)、三井不動産、2025年5月アクセス
- 3 [World Green Building Council](#)、2019年9月
- 4 [経済産業省 産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーントランスフォーメーション推進小委員会／総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 2050年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会 合同会合 中間整理](#)、2022年5月
- 5 [環境省 地球温暖化計画](#)、2021年10月
- 6 [建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律](#)

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目録見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2025年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc. 並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）。無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「資料」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インペイメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である「格付記号と定義」の該当する箇所をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の実事を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別的、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（a）現在若しくは将来の利益の喪失、又は（b）関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーの支配力若しくはその側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含む、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性又は特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に対価を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及び「Moody's Rating」のブランド名（以下「Moody's Ratings」といいます。）の下で格付を公表するすべてのMCO関連会社は、Moody's Ratingsの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト ir.moodyys.com の「Investor Relations」にある「Corporate Governance」内の「Charter and Governance Documents」に、「Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で、毎年掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A.、Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA、Moody's Local MX S.A. de C.V., I.C.V.、Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A.、及びMoody's Local PA Clasificadora de Riesgo S.A.（以下総称して「ムーディーズのNRSRO ではない信用格付会社」といいます。）は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSRO ではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関（NRSRO）ではありません。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

インド専用の追加条項：ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したものではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティー・オピニオン及びネットゼロ・アセスメントに関する追加条項（「格付記号と定義」にて定義されています）：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）及びネットゼロ・アセスメント（以下「NZA」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。SPO及びNZAの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。

日本：日本におけるSPO及びNZAの開発及び提供は「信用格付業」ではなく「付随事業」に該当し、同国の金融商品取引法及び関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。

PRC：いかなる SPO も、（1）PRC の関連法令で定義される PRC のグリーンボンドアセスメントに該当せず、（2）PRC 規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目論見書その他の文書に記載することはできず、又は PRC 規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び（3）PRC 内で規制目的のために又は PRC の関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

レポート番号 1446629